

真名フレンド 平日会員募集



真名コース 27 ホールと真名ゲリー・プレーヤーコース 18 ホール。
両コース、お得に平日プレーが楽しめる会員制度です。

資格期間 / 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

年会費制 / 33,000円

特典

1. 平日の 1R プレーがお得 [平日] 2,500円引
[スタート時間限定] 6:45～7:45 及び 10:00～10:59 3,000円引
2. ご同伴者ビジター様割引 [平日] 500円引
3. お一人でも他の会員様と組み合わせでプレーが可能
4. バースデー優待でさらに 2,000円引
お誕生月を含む 3 ヶ月間で 1 回
5. 定例コンペ「フレンド月例会」に参加可能
「四水会」毎月第 4 水曜日開催
6. 先行入会特典
2025 年 1 月～3 月ご入会でもご入会当日からフレンド会員資格でプレー可能
*ゴルフ場で定める「季節料金」からの割引となります。

あなたのオフをもっとスマイルに。
RE SOL
リソルグループ

圏央道・茂原長柄スマート IC から 3 分! 県道 67 号線 (旧千葉外房有料道路)・大沢出口から 5 分!

真名カントリークラブ

〒297-0077 千葉県茂原市真名 1744 TEL.0475-24-5211 FAX.0475-24-5216

予約専用 / 9:00～17:30

TEL.0475-24-5215

真名 CC 検索

HPはこちら



年次会員制度「真名フレンド 平日会員」入会申込書

●私は、「暴力団など反社会的勢力ではないこと」を表明し、会員規約及び利用約款の遵守を確約のうえ、入会を申し込みます
尚、入会が拒絶されることがあっても、一切異議の申し立て及び、その理由を求めることもいたしません

■申込日 年 月 日

ご入会のお客様	※右記いずれかに チェックをお入れください				<input type="checkbox"/> 更新入会	<input type="checkbox"/> 新規入会			
お名前	フリガナ	男・女	生年月日	西暦	年	月	日		
			リソルカードNo						
ご住所	〒								
TEL/FAX	TEL	-	-	携帯	-	-	FAX	-	-
メールアドレス	PC	@	携帯	@					
勤務先	フリガナ	勤務先住所	〒						
勤務先 TEL/FAX	TEL	-	-	FAX	-	-			
郵便物送付先	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 勤務先	<input type="checkbox"/> その他 ()						
年会費	円	備考							

※個人情報保護法に基づき、本会員入会に係わる「入会申込書」の記入内容に付きましては、入会手続きにのみ使用いたします。

■お支払い方法をお選びください

ゴルフ場 フロント での お支払い

●本申込書をフロントにご提出していただき、現金もしくはクレジットカードでお支払いください。

銀行振込 での お支払い

●本申込書をメール[E-mail:rsv@mannacc.com]もしくは
FAX [0475-24-5216]にてご提出いただき、下記までご入金ください。

[振込先] 京葉銀行 茂原緑ヶ丘支店
普通預金 2648763 リソルノモリ(カ)

※必ずお申し込みご本人のお名前でご入金ください。 ※振込手数料はお客様にてご負担ください。

個人情報の取り扱い

お預かりしました上記個人情報は、FAX等によりリソルホールディングス(株)に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに対するご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにリソルホールディングス(株)以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。

【提供情報の内容】 ●ゴルフ場、ホテルの格安料金情報もしくは ●ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報 ●ゴルフ会員権、リゾート会員権の最新情報
●お得なイベント、キャンペーン情報 ●別荘、リゾートマンション等の最新物件情報 ●その他リソルホールディングスグループが企画し販売する最新情報
●国内、海外の旅行情報 ●教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な商品の販売に関する情報

【個人情報保護に関するお問合せ先】 真名カントリークラブ TEL.0475-24-5211 E-mail:rsv@mannacc.com

真名フレンド会員 会員規約

2024年12月1日 制定

第1条(名称)

本会員制度は「真名フレンド会員」(以下、「フレンド会員」という)と称する。

第2条(有効期間)

フレンド会員の有効期間は、2025年4月1日～2026年3月31日までの1年間とする。

※期間内の途中入会可能。その際の年会費はゴルフ場所定の按分にて計算する。

第3条(入会資格)

入会には次のすべての条件を満たす満7歳以上の個人の方に限る。

■本規約及びゴルフ場施設利用約款の遵守を誓約すること。

■入会に際し本申込書の提出とともに年会費を一括納入すること。

第4条(年会費)

年会費は本ゴルフ場が決定する。一旦納入された年会費は第6条の場合を除き理由の如何にかかわらず返還しない。

第5条(解散)

フレンド会員は、本ゴルフ場の都合でいつでも解散する事が出来る。

解散する場合は解散期日の1ヶ月以上前に会員に通知するものとし、会員は解散について異議申し立てはできない。

第6条(会費の返還)

前条の規定に基づいて解散する場合、未経過年会費は解散期日から起算して1年間を365日とした日割りで計算し、2ヶ月以内に各会員の銀行口座に送金して返還する。

第7条(会員証の提示)

入場の際は必ずフロントに会員証を提示するものとする。提示がない場合は、フレンド会員の特典を受けることができない。

第8条(キャンセル料金)

1週間前以降のキャンセルについてはゴルフ場で定める所定のキャンセル料を負担することとする。

第9条(会員資格の譲渡禁止)

フレンド会員の資格は他に譲渡することはできない。

第10条(権利の制限)

会員はゴルフ場が定める会員優待料金にてプレーができるものとし、優先プレー権等、いわゆるメンバー制コースにおける会員の権利を有しない。またゴルフ場の運営に關する権利を有しない。

第11条(規約の改廃)

フレンド会員の規約(本規約)の改廃は本ゴルフ場の都合により本ゴルフ場が行うものとし、会員はその決定に従わなければならない。

第12条(除名)

フレンド会員が次の各項に該当するときは、除名することができる。

- 本会員制度または本ゴルフ場の名譽信用を傷つける行為や、秩序を乱す行為が認められたとき。
- 会員証を他に流用したとき。
- 本規約及びゴルフ場施設利用約款に違反したとき。
- 暴力団及び類似団体の構成員もしくは準構成員と判明したとき。
- 暴力団及び類似団体の構成員もしくは準構成員と同伴プレーや紹介をしたとき。